

町田市議会

市議会議員の

政務活動費裁判

始まる!その3

2月3日 第3回目の審理が開かれる!

70,000枚の領収書をチェックし、そのうち5,218枚については、違法・不当支出と思われる!

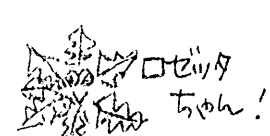
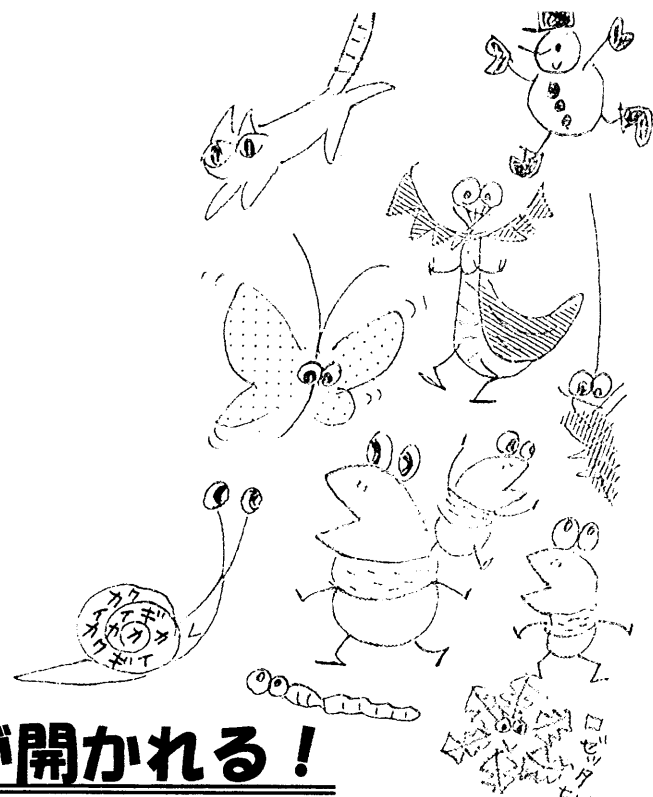
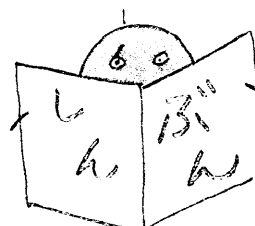
2020年1月、東京地方裁判所に提訴!!

使い放題の政務活動費=税金の違法・不当支出の返還を求める!

違法・不当支出の例

え——あなた——来月から家計から出すのよ——

- ① 自宅の新聞代を税金で払っている。
- ② 自宅の電話代も大半を税金で!
- ③ マイカーのガソリン代も税金で一日3回の給油をしている。
- ④ 会派ではなく自分のパソコンも税金で買っている!
- ⑤ 他団体の海外出張も政務活動費で...
- ⑥ 午前2時すぎのタクシー代も「市民相談」って、誰と...?
- ⑦ 市議選直前の大量のチラシも税金で印刷!
- ⑧ 証拠書類には納品書・請求書はなく、領収書も手書きの物を提出している。



◎詳しくは、『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください!

<http://www.machida-kusanone.com>

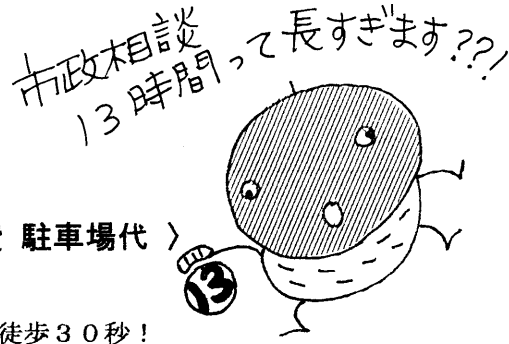
[事件番号 令和2年(行ウ)第16号]

会派

まちだ市民クラブ

判明している議員名

わたべ 真実



明らかに違法・不当と見られる支出例 く 2014年度 調査活動費 駐車場代)

この駐車場「エスエーパーキング」は

わたべ議員の所属する政治団体『町田生活者ネットワーク』の事務所へ徒歩30秒!

- 5月23日「エスエーパーキング」12時17分~21時34分駐車 9時間の「市政相談」
5月28日「エスエーパーキング」9時55分~17時52分駐車 約8時間の「市政相談」
6月17日「エスエーパーキング」10時11分~22時13分駐車 12時間の「市政相談」
6月24日「エスエーパーキング」9時39分~16時59分駐車 7時間以上の「市政相談」
6月27日「エスエーパーキング」11時43分~23時54分駐車 12時間以上の「市政相談」
6月30日「エスエーパーキング」9時12分~17時14分駐車 8時間の「市政相談」
10月27日「エスエーパーキング」9時56分~20時28分駐車 10時間半の「市政相談」
11月11日「エスエーパーキング」9時00分~22時18分駐車 13時間以上の「市政相談」
15年1月22日「エスエーパーキング」9時21分~21時05分駐車 11時間半の「市政相談」
10月7日「タイムズ町田シバヒロ」9時54分~18時17分駐車 8時間23分の「市政相談」 徒歩60秒以内

◆ 最大13時間以上! 政党事務所前の駐車場を利用している。状況証拠からは「市政相談」ではない。

11月19日「タイムズ町田中町第11駐車場」09時14分~12時04分駐車 「市政相談」

11月19日「タイムズ町田中町第11駐車場」09時31分~14時16分駐車 「市政相談」

◆ 11月19日、2人のわたべ議員! が生活者ネット事務所近くの駐車場(徒歩60秒以内)に出現!

15年1月18日「神蔵パーキング」(鶴川駅前)12時44分~22時54分駐車 10時間の「市政相談」

4月26日「多摩センター中央第3駐車場」08時52分~15時54分駐車 7時間の「市政相談」

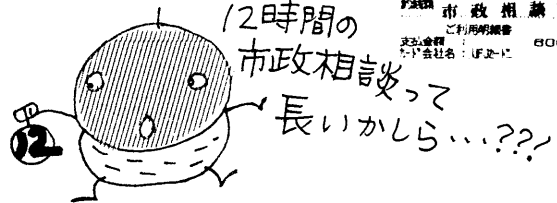
9月6日「多摩センター中央第3駐車場」08時43分~18時29分駐車 9時間半の「市政相談」

◆ 多摩センター商業施設でも、多摩市民の市政相談をやってる!

◇あまりに長時間の「市政相談」、まちだ市民クラブは「市政相談である証拠」を公判で示す必要がある。2014年度の駐車場代として税金から支出した中で、明らかに違法・不当と見られるのは52件、4万7,590円である。

Table with 7 columns showing parking receipts for various locations like 'エスエーパーキング' and 'まちだ市民クラブ'. Each receipt includes details like date, time, and amount.

Table with 4 columns showing parking receipts for 'まちだ市民クラブ 220 エスエーパーキング', 'エスエーパーキング', and 'タイムズ24株式会社'. Includes receipt numbers and amounts.



[事件番号 令和2年(行ウ)第16号]

会派

自由民主党(7人)

判明している議員名

市川 勝斗 佐藤 伸一郎 藤田 学 松岡 みゆき
三遊亭 らん丈 おさむら 敏明 いわせ 和子

明らかに違法・不当と見られる支出例(2014年度 資料購入費 新聞代)

- 市川 勝斗 『産経新聞』4月~15年3月まで領収書あり。自宅での一般紙の購入
- 佐藤 伸一郎 『読売新聞』8月分の領収書にメモ。領収書不提出。自宅での一般紙の購入
- 藤田 学 『読売新聞』4月~15年3月まで領収書あり。自宅での一般紙の購入
- 松岡 みゆき 『産経新聞』4月分の領収書にメモ。領収書不提出。自宅での一般紙の購入
- 三遊亭 らん丈 『読売新聞』と『朝日新聞』の領収書混在。自宅など2箇所での一般紙の購入。
- おさむら 敏明 『読売新聞』一括した手書き領収書。自宅での一般紙の購入
- いわせ 和子 『朝日新聞』一括した手書き領収書。自宅での一般紙の購入

◆ 議会では議会図書室に新聞が調査研究のための資料として備えられている。また、町田市関連の新聞記事は毎日!会派控え室に届けられていると言う。(議会事務局 談)

◆ 一般市民と同様に家計費から支出すべき新聞代を「資料購入費」として税金で払っている!

◇2014年度、自宅での一般紙の購入を税金で支出したのは7名、総額30万4,166円。

領収証

19 55 T3527

白紙

〒194-0003 町田市小川 2534-18 ガーデンヒルズ東 101

サンケイ新聞 1 3,034

3,034

(本体価格 2,890円)

ASA 町田本部

〒195-0302 町田市小川594-1

TEL 042-793-5628 FAX 042-793-5163

領収書

区域004 全戸0679 お問合せ01838

3607月x12ヵ月 = 43,284円

お名前 佐藤 伸一郎 様
小山町2420

26年 8月分

比	納	額	本	消	費	税	合	計	の	記	の	通	り	領	収	し	ま	し
1	読売新聞(朝刊)	1	2,340	247	3,607													
2																		
3																		
合	計							3,607円										

有限会社 読売新聞館

〒194-0003 町田市小川1-1-50

TEL 042-793-1743 FAX 042-790-1745

領収証

常盤町 3226-2

326

藤田 学 様

26年 4月分 4,037円

読売新聞 1部 3,738円+税 299円

読売新聞YC町田北線(有) 本町新聞店

町田市忠生4-6-8 忠生浜谷ビル

領収書

区域008 全戸0638 お問合せ09701

お名前 松岡 みゆき 様
志生3-13-40

26年 04月分

1	産経新聞	1	3,034															
合	計							3,034円										

読売センター町田木曾

〒194-0003 町田市木曾東3-8-22

領収証 ASA

区域2 299-000

H4丁目10-19 ソフィア町田101 小野寺 明様

三遊亭 らん丈 様

品名	数量	金額
朝日新聞朝刊	1	3,775
合計金額		3,775円

ASA 町田本部

〒194-0038 町田市木曾東4-17-24

領収証 ASA

区域 8 全戸 168 お問合せ 5138

お名前 長村 敏明 様
鶴間 406-9

26年 4月分~27年3月分

1	読売新聞	12	48,444															
合	計							48,444円										

ASA 町田本部

〒194-0003 町田市小川1553-12

読売新聞 領収書

区域 8 全戸 168 お問合せ 5138

お名前 長村 敏明 様
鶴間 406-9

26年 4月分~27年3月分

1	読売新聞	12	48,444															
合	計							48,444円										

読売センター南町田

〒194-0003 町田市小川1553-12

領収証

区域 8 全戸 168 お問合せ 5138

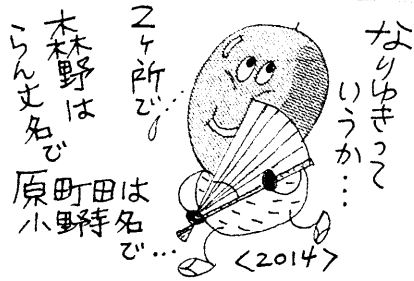
お名前 岩瀬 和子 様
No. 4-31
能登分 4-40-11
7/10ビルE-1-101

27年 3月分

1	朝日新聞(朝刊)	1	4,932															
合	計							4,932円										

ASA 町田本部

〒194-0003 町田市小川1553-12



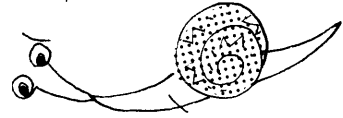
[事件番号 令和2年(行ウ)第16号]

会派 保守連合

判明している議員名 吉田 つとむ

公職選挙法違反でチヨウ?!

えーなんぞ 税金で無料セミナーやってんの?!



明らかに違法・不当と見られる支出例 (2017年度研修・研究・会議費)

6月1日 第33回セミナー

『地場小売業・商店街の繁盛店づくり

—お金を掛けずに売れない売り場を売れる売り場に—

(主催 町田市議会 保守連合会派 吉田つとむ事務所)

5月18日 宿泊料 6,000円

6月1日 セミナー講師謝金、交通費(税込み) 7万7,000円

6月1日 施設使用料 5,500円

◆「本来、条例に規定する「研修・研究・会議」の活動費用支出の目的は、議員の政策形成能力の向上その他、議員のための研修について活動に充当することが認められているものであり、上記セミナーはいずれも、市民向けのセミナーであり、主催の吉田つとむ事務所の頭に「町田市議会 保守連合会派」という会派の名前をつけたからといって、会派所属議員の研修・研究・会議活動になるわけもなく、政務活動費の支出には該当しない!

「無料」ってことは有権者への寄付にあたるんじゃないの?!

◇2017年度の研修・研究・会議費の吉田議員の違法支出、合計8万8,500円也。

※町田市議会政務調査費の交付に関する条例 施行規則

別表 政務調査費使途基準

研修・研究・会議費

〈内容〉

「会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講演会への参加に要する経費及び会派が行う調査研究のための調査委託に必要な経費」

